内閣府本府政策体系に掲げる
令和8年度実施施策に係る
ロジックモデル・事前分析表

政策名	男女共同参画
施策名	男女共同参画基本計画の作成・推進
担当部局・ 作成責任者名	男女共同参画局 推進課長　手倉森　一郎
評価実施時期	令和12年度（4年目評価） 令和13年度（最終年度評価）

ロジックモデル

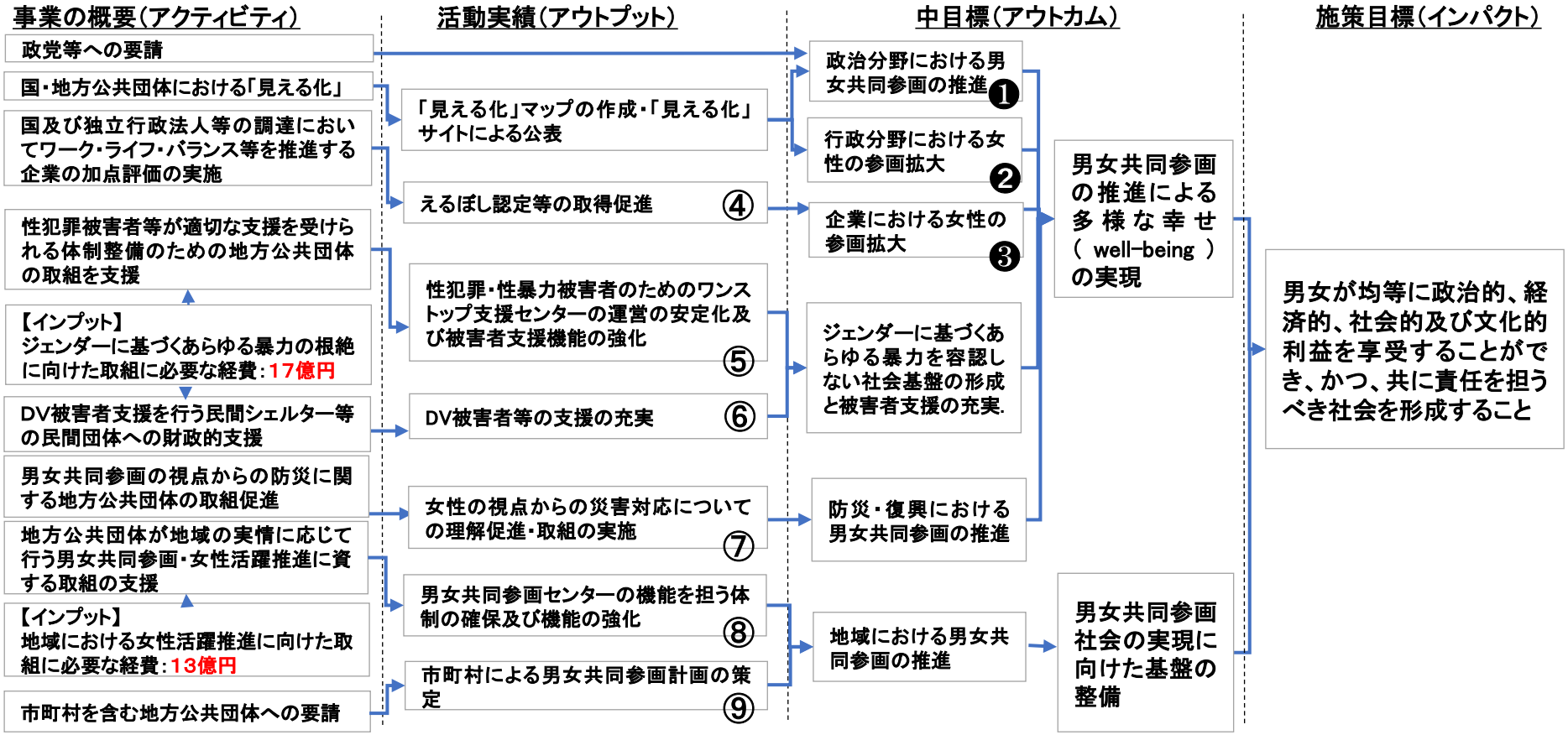
評価期間：令和8年度～令和12年度

解決すべき問題・課題

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること、その主な課題は以下のとおり。
①意思決定過程への女性の参画を一層加速する必要があること、②女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりを後押しする必要があること、③性暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていること、④男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要であること等。

施策の概要

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。



【測定指標（参考指標）】
❶候補者（国会議員・地方選挙）に占める女性割合
❷国家公務員・地方公務員の各役職段階に占める女性の割合
❸民間企業の各役職段階（部長・課長・係長相当職）に占める女性の割合
④加点評価の取組実施状況
⑤ワンストップ支援センターにおける関係機関との連携体制構築の基盤整備をしている都道府県数
⑥民間シェルター等の民間団体に財政的支援を行っている都道府県・政令市数
⑦地方防災会議（都道府県・市町村）の委員に占める女性の割合
⑧男女共同参画センターの機能を担う体制を確保した自治体の数
⑨男女共同参画計画の策定率（市町村）

※●は測定指標、〇は参考指標を表す

事前分析表（概要）

評価期間：令和8年度～令和12年度

施策名	男女共同参画基本計画の作成・推進
施策目標1	男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

中目標1	政治分野における男女共同参画の推進
現状・課題	衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙における候補者に占める女性の割合は、いずれも上昇傾向にあるが、目標値には達していない。
令和8年度の取組	政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進する。「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市区町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、公表を行う。

衆議院議員の候補者に占める女性の割合（※1）

24.4% （基準年度：R7年）	24.4% （R7年実績値）	35% （R12年目標値）

参議院議員の候補者に占める女性の割合（※1）

29.1% （基準年度：R7年）	29.1% （R7年実績値）	35% （R12年目標値）

統一地方選挙の候補者に占める女性の割合（※2）

19.2% （基準年度：R5年度）	19.2% （R5年実績値）	35% （R12年目標値）

※1　政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

※2　政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。値は、統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

事前分析表（概要）

評価期間：令和8年度～令和12年度

中目標2	行政分野における女性の参画拡大
現状・課題	女性の登用は進んでいるが、国・地方公共団体とも、さらに女性の登用を進める必要がある。
令和8年度の取組	国及び地方公共団体における女性職員の活躍に資する取組について、女性活躍推進法「見える化」サイトで比較できる形での「見える化」を行う。また、「職員の男女の給与の差異」の公表内容についても一覧性等を確保したサイトを整備し引き続き「見える化」を行う。

国家公務員の各役職段階に占める女性の割合・本省課室長相当職

8.9% （基準年度：R7年）	8.9% （R7年実績値）	17% （R12年度末目標値）

都道府県の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職

16.5% （基準年度：R7年）	16.5% （R7年実績値）	20% （R12年度末目標値）

市町村職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職

21.0% ［政令指定都市20.7%］ （基準年度：R7年）	21.0% ［政令指定都市20.7%］ （R7年実績値）	24% （R12年度末目標値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和8年度～令和12年度

中目標3	企業における女性の参画拡大
現状・課題	管理職等に占める女性割合は長期的には上昇傾向にある。また、国の機関における公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する加点評価の実施割合（金額ベース）も上昇傾向にある。さらに、これらを上昇させる必要がある。
令和8年度の取組	これまでの国の機関における加点評価の実施状況や、競争参加者の特性等を踏まえつつ、引き続き国の機関及び独立行政法人等の公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する取組、受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ調査を実施する。

民間企業の雇用者の係長相当職に占める女性の割合

25.2% （基準年度：R7年）	25.2% （R7年実績値）	33% （R12年目標値）

民間企業の雇用者の課長相当職に占める女性の割合

16.1% （基準年度：R7年）	16.1% （R7年実績値）	24% （R12年目標値）

民間企業の雇用者の部長相当職に占める女性の割合

9.3% （基準年度：R7年）	9.3% （R7年実績値）	15% （R12年目標値）

ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組の実施状況

金額：2兆3,988億円 件数：13,850件 （基準年度：R6年度）	金額：2兆3,988億円 件数：13,850件 （R6年度実績値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和8年度～令和12年度

中目標4	ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
現状・課題	全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は、増加傾向にある。また、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、高水準で推移している。
令和8年度の取組	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター及び配偶者暴力相談支援センター等の相談支援体制の充実及び連携強化のための都道府県等の取組を支援する。

ワンストップ支援センターにおける関係機関との連携体制構築の基盤整備をしている都道府県数

30都道府県 （基準年度：R7年4月）	30都道府県 （R7年4月実績値）	47都道府県 （R12年4月目標値）

民間シェルター等の民間団体に財政的支援を行っている都道府県・政令市数

45自治体 （基準年度：R7年11月）	45自治体 （R7年11月実績値）	67自治体 （R12年4月目標値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和8年度～令和12年度

中目標5	防災・復興における男女共同参画の推進
現状・課題	男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言いがたい状況である。
令和8年度の取組	地方防災会議や災害対策本部において、女性を積極的に登用している事例の収集を行い、地方公共団体への働き掛けを引き続き進める。

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

26.1% （基準年度：R7年）	26.1% （R7年実績値）	30% （R12年目標値）

市町村防災会議の委員に占める女性の割合

12.0% （基準年度：R7年）	12.0% （R7年実績値）	30% （R12年目標値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和8年度～令和12年度

中目標6	地域における男女共同参画の推進
現状・課題	男女共同参画センターの機能を担う体制を確保した自治体数について、令和8年度より状況の調査を開始し、現状を把握する。 また、市町村男女共同参画計画について、特に町村における策定率が目標に比して低い状況となっている。
令和8年度の取組	4月に発足した、全国の地方公共団体・男女共同参画センターを強力に支援する独立行政法人「男女共同参画機構」（JGEPA）の運営を支援する。 全国の地方公共団体に対し、「男女共同参画センターにおける業務及び運営のガイドライン」を周知徹底する。また、令和9年度の地域女性活躍推進交付金の交付要件に「センターの機能を担う体制の確保」の追記を検討している。 また、策定状況の「見える化」を含む情報提供等により、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において市町村男女共同参画計画が策定されるよう促す。

男女共同参画センターの機能を担う体制を確保した自治体の数

翌年度以降に設定 （基準年度：R8年度）	翌年度以降に設定 （R8年度実績値）	翌年度以降に設定 （R12年度目標値）

男女共同参画計画の策定率（市町村）

市区：99.3% 町村：81.6% （基準年度：R7年）	市区：99.3% 町村：81.6% （R7年実績値）	市区：100% 町村： 95% （R12年目標値）

中 目 標 1	政治分野における男女共同参画の推進
測定指標1	衆議院議員の候補者に占める女性の割合

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値（目標年度）	35%（令和12年）	年度ごとの目標値	35%（令和12年までの目標値）				
基準値（基準年度）	24.4%（令和7年）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」（総選挙後に実施）

中 目 標 1	政治分野における男女共同参画の推進
測定指標2	参議院議員の候補者に占める女性の割合

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	35% （令和12年）	年度ごとの 目標値	35%（令和12年までの目標値）				
基準値 （基準年度）	29.1% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

総務省「参議院議員通常選挙結果調」（参議院総選挙後に実施）

中 目 標 1	政治分野における男女共同参画の推進
測定指標3	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	35% （令和12年）	年度ごとの 目標値	35%（令和12年までの目標値）				
基準値 （基準年度）	19.2% （令和5年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

総務省「地方選挙結果調」（統一地方選挙後に実施）

中 目 標 2	行政分野における女性の参画拡大
測定指標1	国家公務員の各役職段階に占める女性の割合・本省課室長相当職

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	17% （令和12年度末）	年度ごとの 目標値	17%（令和12年度末までの目標値）				
基準値 （基準年度）	8.9% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（年1回）

中 目 標 ２	行政分野における女性の参画拡大
測定指標2	都道府県の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	20% （令和12年度末）	年度ごとの 目標値	20%（令和12年度末までの目標値）				
基準値 （基準年度）	16.5% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（年1回）

中 目 標 ２	行政分野における女性の参画拡大
測定指標３	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職

測定指標の選定理由

第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値（目標年度）	24%（令和12年度末）	年度ごとの目標値	24%（令和12年度末までの目標値）				
基準値（基準年度）	市町村21.0%［政令指定都市20.7%］（令和7年）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（年１回）

中 目 標 3	企業における女性の参画拡大
測定指標1	民間企業の雇用者の係長相当職に占める女性の割合

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値（目標年度）	33%（令和12年）	年度ごとの目標値	33%（令和12年までの目標値）				
基準値（基準年度）	25.2%（令和7年）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（年1回）

中 目 標 3	企業における女性の参画拡大
測定指標2	民間企業の雇用者の課長相当職に占める女性の割合

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	24% （令和12年）	年度ごとの 目標値	24%（令和12年までの目標値）				
基準値 （基準年度）	16.1% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（年1回）

中 目 標 3	企業における女性の参画拡大
測定指標3	民間企業の雇用者の部長相当職に占める女性の割合

測定指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値（目標年度）	15%（令和12年）	年度ごとの目標値	15%（令和12年までの目標値）				
基準値（基準年度）	9.3%（令和7年）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（年1回）

中 目 標 3	企業における女性の参画拡大
参考指標1	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組の実施状況

参考指標の選定理由

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた当該取組の実施状況を把握することで、当該中目標の進捗・達成状況を測る参考となるため。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
基準値 （基準年度）	金額：2兆3,988億円 件数：13,850件 （令和6年度）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

内閣府「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ調査」（年1回）

中 目 標 4	ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
参考指標1	ワンストップ支援センターにおける関係機関との連携体制構築の基盤整備をしている都道府県数

参考指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値（目標年度）	47都道府県（令和12年4月）	年度ごとの目標値	47都道府県（令和12年4月までの目標値）				
基準値（基準年度）	30都道府県（令和7年4月）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。
性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金の交付決定及び都道府県等に対する聞き取りにより把握（年1回）

中 目 標 4	ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
参考指標2	民間シェルター等の民間団体に財政的支援を行っている都道府県・政令市数

参考指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	67自治体 （令和12年4月）	年度ごとの 目標値	67自治体（令和12年4月までの目標値）				
基準値 （基準年度）	45自治体 （令和7年11月）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。
性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金の交付決定及び都道府県等に対する聞き取りにより把握（年1回）

中 目 標 ５	防災・復興における男女共同参画の推進
参考指標1	都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

参考指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	30% （令和12年）	年度ごとの 目標値	30% （令和12年までの目標値）				
基準値 （基準年度）	26.1% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（年１回）

中 目 標 ５	防災・復興における男女共同参画の推進
参考指標2	市町村防災会議の委員に占める女性の割合

参考指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	30% （令和12年）	年度ごとの 目標値	15%（早期）、更に30%を目指す （令和12年までの目標値）				
基準値 （基準年度）	12.0% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（年1回）

中 目 標 ６	地域における男女共同参画の推進
参考指標1	男女共同参画センターの機能を担う体制を確保した自治体の数

参考指標の選定理由

令和８年４月に改正男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画センターとしての機能を担う体制を確保することが努力義務とされたため。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値（目標年度）	翌年度以降に設定（令和12年度）	年度ごとの目標値	翌年度以降に設定				
基準値（基準年度）	翌年度以降に設定（令和8年度）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保状況調査」（年１回）により把握。
※初回のみ内閣府男女共同参画局参事官（地域政策担当）にて実施。以降、内閣府男女共同参画局推進課と男女共同参画機構にて実施予定。
※令和８年度から開始された調査であるため、目標値・基準値は翌年度以降に設定。

中 目 標 ６	地域における男女共同参画の推進
参考指標2	男女共同参画計画の策定率（市町村）

参考指標の選定理由

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
目標値 （目標年度）	市区：100% 町村：95% （令和12年）	年度ごとの 目標値	市区：100%、町村：95% （令和12年までの目標値）				
基準値 （基準年度）	市区：99.3% 町村：81.6% （令和7年）	年度ごとの 実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）の成果目標に基づき設定。
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（年１回）

参考情報

（１）参考となる情報
・第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月13日閣議決定）
・女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（女性版骨太の方針2026）
（令和８年６月25日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
・経済財政運営と改革の基本方針2026（令和８年７月21日閣議決定）